

社会福祉法人 松寿会

役員等の費用弁償規程

社会福祉法人 松寿会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人松寿会（以下「法人」という。）の理事、監事及び評議員、評議員選任・解任委員、各種委員会委員（以下「役員等」という。）の費用弁償に関する事項を定める。

(費用弁償額)

第2条 役員等の費用弁償は、実費もしくは実態に即して社会常識内で支給することとする。

2 費用弁償は、役員等が法人の理事会、評議員会又は評議員選任・解任委員会、その他の会議・研修等に出席するときのほか、監事による監査の実施など役員等が法人の業務（以下「法人業務」という。）に従事したときに限り支給する。

3 法人内の会議等での費用弁償額は、次のとおりとする。ただし、「こくらの郷」職員である役員等が、勤務時間内に当施設で行われる会議等に出席した場合は発生しない。

理事会	<u>10,000円</u>
監事監査	<u>10,000円</u>
評議員会	<u>10,000円</u>
評議員選任・解任委員会	<u>10,000円</u>
各種委員会	<u>10,000円</u>

(出張等での費用弁償)

第3条 役員等が法人業務のため出張したときは、その費用の実費を弁償する。

2 前項の費用弁償の額は、職員の旅費に関する規程に準ずる。

(規程の改正)

第4条 この規程を改正しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

附 則

この規定は、令和6年4月1日から施行する。